

小規模多機能型居宅介護事業所 清流の里

運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気の里とかが開設し【小規模多機能型居宅介護事業所 清流の里】(以下「事業所」という。)が行う【(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所】(以下「事業」という。)の、運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要支援及び要介護状態にある高齢者に対し、その様態や希望に応じて、「通い」「宿泊」「訪問」のサービスを組み合わせて提供することで、在宅生活を継続することができるよう支援する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護(施設)サービス計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 4 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は【小規模多機能型居宅介護事業所 清流の里】という。
所在地【080-0871 北海道帯広市清流東4丁目4-10】

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数は別紙で示す。また主な職員の職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
(介護支援専門員、介護職員及び併設事業所管理者と兼務することができるものとする)
- ② 計画作成担当者は介護支援専門員の資格を有し、利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業者等のほかの関連機関との連絡、調整等を行う。
(管理者、介護職員及び併設事業所介護支援専門員と兼務することができるものとする)
- ③ 介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。尚、介護従事者のうち1名以上は常勤とし、1名以上は看護師又は准看護師(非常勤でも可)とする。
介護職員(日中) 通いサービス利用者3名に対して1名以上。
訪問サービス利用者対応として1名以上
介護職員(夜間) 宿泊サービス利用者に対して1名(夜勤)。
訪問サービス利用者対応として1名(宿直)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 365日
- ② 営業時間 通いサービス基本時間 10時から17時まで
宿泊サービス基本時間 17時から翌10時まで
訪問サービス基本時間 24時間

(利用定員)

第7条 事業所の定員は次のとおりとする。

- ① 登録定員29名
- ② 通いサービス定員18名
- ③ 宿泊サービス定員9名

(小規模多機能型居宅介護の内容)

第8条 介護予防小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- ① 小規模多機能型居宅介護計画の作成
- ② 通いサービス及び宿泊サービス
日常生活の援助、健康チェック、食事支援、入浴介助、排泄介助、送迎支援
- ③ 訪問サービス
利用者の居宅を訪問し、食事や入浴及び排泄等の日常生活上の支援を行う。
排泄、食事、清拭、体位交換等の身体の介護
調理、居室の掃除、生活必需品の買い物等の生活の援助
訪問、電話等による安否確認
- ④ 相談、援助
利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第9条 介護支援専門員は事業の提供に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- 2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得た上、交付する。
- 4 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第10条 事業が提供する介護予防小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（介護保険負担割合証に記載の割合額）とする。但し、次にあげる項目については別に利用料金の支払を受ける。

- ① 宿泊に要する費用
 - ② 食事の提供に要する費用
 - ③ 日用品費
 - ④ 教養娯楽費
 - ⑤ 理美容費
 - ⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 月の中途における利用開始又は利用終了についての料金は日割り計算とする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は帯広市全域とする。

(利用に当たっての留意事項)

第12条 事業の対象者は、介護保険法上の利用要件を満たしている者であって、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 小人数による生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 利用後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、契約を解除してもらう場合がある。
- 3 利用終了時に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 行政や居宅介護支援事業所等へ、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を開示する場合は、事前に利用者又はその家族より書面（重要事項説明書や同意書）にて同意を得た上、必要最小限の範囲で開示するものとする。

(身体拘束)

第14条 事業所は、サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時と年1回以

上定期的に実施する。

④事業者は、サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限せざるを得ない場合は、本人及びその家族に説明し同意を得るとともに、その態様および時間、その際の利用者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情処理)

第15条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を新規採用時と年1回以上の実施、訓練を年1回以上定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第18条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第19条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第20条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(減免)

第21条 生活保護者及びそれに準ずる者が、生活困窮等の理由により介護報酬の告示上の額以外の支払(宿泊費・食費等)が不可能となった場合、理事長は一部又は全額を免除する事が出来る。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を新規採用時と年1回以上定期的に実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者)を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を新規採用時と年1回以上定期的に実施、訓練を年1回以上定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(生産性の向上に資する取組)

第24条 介護現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。

小規模多機能型居宅介護事業所 清流の里

付則

この規定は、平成27年 3月 29日から施行する。
この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規定は、令和 1年 10月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。